

(名称)

第 1 条 本部を全日本写真連盟神奈川県本部（以下県本部とする）と称する。

(県本部)

第 2 条 県本部の所在地は朝日新聞横浜総局とし事務所を置く。

(構成員)

第 3 条 県本部の構成員は、全日本写真連盟の県内の支部会員及び個人会員をもって組織する。

(目的)

第 4 条 県本部は、会員相互の親睦、写真技術の向上、写真文化の発展を図り、写真を通じて社会に真献することを目的とする。

(事業)

第 5 条 県本部は、上記目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 1) 公募展、撮影会、月例審査会、写真教室
- 2) その他、常任委員会、役員会で決定した事項

(組織)

第 6 条 県本部は、事業運営のため、次の組織と役員を置く。

本部長（朝日新聞横浜総局長）1 名、委員長 1 名、副委員長 若干名、
事務局長 1 名、常任委員（各支部の長）、会計 1 名、企画 若干名、
会計監査 若干名

(役員を選出)

第 7 条 委員長は、常任委員会において選出し、他の役員は委員長の推薦に基づき、それぞれ県本部長より委嘱される。

(任期)

第 8 条 委員長の任期は 1 期 2 年とし、再任を妨げない。但し、原則として 2 期を限度とする。他の役員は原則として 2 年とするが、再任は妨げない。

(支部規定)

第 9 条 支部は会員 10 名以上を原則とし、委員長の承認を得て設立する。

- 1) 但し、10 名未満であっても委員長が承認した団体は支部とする。
- 2) 支部は設立時および年度当初に支部長、県本部委員の届け出を要す。
- 3) 支部は所定の支部分担金を支払う。支部分担金の額は常任委員会で定める。
- 4) 支部は県本部委員会に出席し、その他県本部事業の推進に協力するものとする。
- 5) 支部を廃止する場合は委員長に届け出るものとする。
- 6) 支部長の届け出がない場合、また県本部委員会への出席が年度を通してない場合、支部分担金の納入がない場合は、支部は廃止したものとみなす。
- 7) やむを得ず支部を休会する場合は、委員長に届け出るものとし、休会期間は 1 年を限度とする。1 年を経て再開なき場合は届け出の有無にかかわらず支部を廃止したものとみなす。
- 8) 休会中の支部会員は、個人会員としてコンテスト等の事業に参加できる。

(常任委員会)

第 10 条 県本部の最高決議機関として、常任委員会を置く。

- 1) 常任委員会は、委員長、副委員長、事務局長、会計、各事業担当役員及び全支部の支部長をもって構成する。
- 2) 出席できない支部は委任状を提出するものとし、委任状含め全支部数の 2/3 以上の出席をもって、常任委員会は成立する。
- 3) 常任委員会は、委員長の選出、規約改正のほか、県本部事業の基本計画について、協議決定する。
- 4) 議題の評決は、委任状を含み出席支部数の 2/3 以上の賛成をもって承認とする。但し、委員長選出において候補者がいない場合、または 2/3 以上の信任がなく承認されなかった場合は、評決を受けていない委員長、副委員長の合議により次期委員長を選出する。
- 5) 常任委員会は、委員長が必要に応じて招集する。但し、年度開始前に最低 1 回は開催しなければならない。

(県本部委員会)

第 11 条 県本部事業の円滑な運営を図るため、委員会を開催する。

- 1) 各支部の委員は、支部長と支部長が推選した者を含め 4 名以下とするが、委員会に出席できる委員は原則 1 名とする。
- 2) 委員会は個々の事業の円滑な推進と会員への周知のため、毎月 1 回開催する(原則として、第一月曜日)。

(月例審査会)

第 12 条 会員の写真技術の向上を図るため、月例審査会を毎月 1 回実施する。

- 1) 月例審査会において、優秀な成績をおさめた会員には、年度賞を授与する。
- 2) 個人会員は、参加登録をすることにより、月例審査に参加することができる。
- 3) 月例審査会の詳細については別に定める。

(県本部役員会)

第 13 条 役員会は、各種事業の実施にあたり、その企画・立案をする。

- 1) 県本部役員は、委員長、副委員長、事務局長のほか企画、会計の各役員とする。
- 2) 役員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3) 関東本部委員と副委員の候補者を選出できる。

(会計)

第 14 条 県本部の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

- 1) 県本部の経費は、次の収入をもって充てる。
 - ア) 総本部事務局からの事業補助金
 - イ) 支部分担金
 - ウ) 事業収入その他雑収入
- 2) 年度の経費に不足が生じる時は、常任委員会の決定により、支部分担金を増額又は臨時徴収する。
- 3) 本部の年度予算・決算(仮)を常任委員会に報告するものとする。
- 4) 当該年度の 10 月 1 日以降に発足した支部の支部分担金は半額にする。
- 5) 当該年度の 10 月 1 日以降に支部に入会した会員の支部分担金は半額にする。

(県本部参事)

第 15 条 県本部参事は、全日本写真連盟総本部理事、顧問及び関東本部委員で、連盟支部の指導育成に携わっている人、委員長経験者で現に県本部事業又は関東本部事業の企画運営に携わっている人をもって構成する。

- 1) 県本部参事は、県本部事業の実施にあたり、適切な助言と協力を行なうほか、関東本部事業に協力するものとする。
- 2) 関東本部委員と副委員の候補者を選出できる。
- 3) 県本部参事会は、年 1 回県本部委員長が招集する。

第 16 条 第 13 条と第 15 条で選出された関東本部委員と副委員の候補者の最終選考は、委員長がこれを行い、本部長並びに関東本部委員 1 名の下承を得ることとする。

(規約改正)

第 17 条 規約の改正は、常任委員会の協議を経て、神奈川県本部長の承認を得なければならない。

付 則

- ① この規約は、2023 年 4 月 1 日から施行する。
- ② 上記以外の事項に関しては、別に定める。
 - ア) 月例審査会応募規定・・・・・・・・別紙
 - イ) 県本部コンテスト等応募規定・・・・・・・・別紙
 - ウ) 弔慰規定・・・・・・・・県内関東本部委員(現・旧)、本人死亡の場合、弔慰金 10,000 円